兵庫県営住宅退去者滞納家賃等収納業務委託プロポーザル募集要項

1　業務の概要

(1)　業務の目的

兵庫県営住宅を退去した滞納者に係る家賃及び共益費（家賃を主たる債権とする保証債権を含む。以下同じ。）並びに損害賠償金及び損害賠償共益費の収納業務について、専門的な知識と経験を有する事業者に委託することにより収納率の向上を図る。

(2)　委託業務の内容

退去者及びその連帯保証人（以下「退去者等」という。）に対する家賃及び共益費（県徴収分）並びに退去者の損害賠償金及び入居許可取消後の共益費（県徴収分）（以下「家賃等」という。）の収納業務を事業者に委託する。なお債権管理回収業の業務運営に関する自主規制規則に基づき委託者に返還した債権は、弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）に再度委託する。

ア　退去者等の住所、氏名、家賃等の額は電子媒体で提供する。

イ　家賃等の収納業務を委託する根拠法令は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2である。

ウ　家賃等収納業務の内容は、次のとおりとする。

(ｱ)　納付案内に関する通知事務

受託者の行う納入案内通知には、所属年度、収納すべき金額、納入場所及び納入の請求の事由を記載すること。また、兵庫県知事から収納業務を受託し、その権限があることを示すこと。

(ｲ)　納付に係る対応事務

退去者等から納付金額等を確認の上、委託者に報告すること。

(ｳ)　現金の領収事務

受託者が退去者等から現金を領収したことは、兵庫県会計管理者が公金を領収したことと何ら変わりがないので、公金として取り扱うこと。また、現金を領収する場合は、必ず退去者等に領収書を交付すること。

(ｴ)　現金の保管事務

収納した現金は決済性預金口座に保管すること。なお、本業務専用の口座を開設する等、本業務において収納した公金をその他の業務に係る資金と明確に区分して保管すること。また、退去者等から公金を収納するための振込先についても当該口座とすること。

(ｵ)　現金の払込事務

受託者は、決済用預金に保管している現金を兵庫県知事の発行する納付書により納付すること。また、金融機関に払い込んだときは、直ちに、受託歳入払込内訳書を提出すること。

(ｶ)　計算書等の提出事務

毎月受託徴収金計算書を作成し、翌月の５日までに提出すること。また、委託者の求めに応じて家賃を納付しない者について調査し、報告すること。

(3)　委託期間

委託期間は、令和９年４月１日から令和12年３月31日までとする。

(4)　委託手数料

予算に定める額を上限として、収納実績額に手数料率を乗じた額を支払う。家賃等の収納業務の手数料率は、事業者が提案するものとする。

2　参加資格

事業者は、委託者に返還した債権を再度受託することとなる弁護士等と一体となって参加すること。なお、事業者は(1)に掲げる要件を全て満たすものとする。連携する弁護士等については(2)に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　事業者

①　事業者は債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第３条の許可及び第12条ただし書により集金代行業務の承認を得ており、第23条に基づく業務改善命令（業務改善計画の履行期間中を含む。）又は同法第24条に基づく業務停止命令を現に受けていないこと。

②　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たす者であること。

③　施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

④　国税及び兵庫県税を滞納していない者であること。

⑤　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑥　個人情報保護に関する認証を取得している者であること。

⑦　役員が次のアからウまでに該当しない者であること。

ア　法律行為を行う能力を有しない者

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

⑧　事業者及び役員が次のアからキまでに該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

⑨　経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。

⑩　本県または隣接府県に営業拠点を有する支店等があること。

(2)　弁護士等

①　弁護士等は弁護士法（昭和24年法律第205号）第８条の規定により登録を受けた弁護士又は第30条の２に規定する弁護士法人であって、第57条第１項第２号から第４号まで又は同条第２項第２号から第４号までに規定する懲戒処分を現に受けていないこと。

②　施行令第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たす者であること。

③　施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

④　国税及び兵庫県税を滞納していない者であること。

⑤　会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑥　個人情報保護に関する認証を取得している者であること

⑦　本人又は役員が次のアからウまでに該当しない者であること。

ア　法律行為を行う能力を有しない者

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

⑧　本人、法人又は役員が次のアからキまでに該当しない者であること。

ア　暴力団

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等である者

ウ　法人の役員等が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

⑨　経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。

３　企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1)　企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は、別添様式２から様式７まで（すべてＡ４判）とする。

(2)　企画提案書の内容に関する留意事項

企画提案書は、事業者が、連携する弁護士等の提案内容を含めて一体的に作成し、提出すること。

記載事項	内容に関する留意事項
企画提案書(表紙) （様式２）	事業者が記載し、以下の様式とともに提出する。
業務実施方針（様式３）	本業務の実施方針（会社としての取組姿勢、経営姿勢等）を具体的に記載すること。
業務実施手法 （様式４－１）	本業務の実施方法を具体的に記載すること。 なお、特に次の点については必ず記載すること。

（様式４－２）	①　目標収納率 目標収納率の計算に当たっては、各年度末の委託総額を２．５億円（うち新規委託額0.2億円）と仮定し、事業者分だけでなく、弁護士等の収納目標額も含めた総収納額で計算し、その設定理由（算定根拠等）を記載すること。 ②　手数料率（税抜きで表示すること。） 家賃等の収納業務の手数料率を記載すること。 ③　収納率向上のための具体的な取組（退去者等への督促方法、退去者等の居所等の退去者等に係る各種情報把握、他者にない取組や工夫等）
業務実施体制 （様式５－１） （様式５－２）	本業務の実施体制（職員数等）を具体的に記載すること。なお、特に次の点については必ず記載すること。 ①　業務実施体制及びコンプライアンス体制 ②　委託者に返還した債権を再度委託することとなる弁護士等との連携体制
取引の状況（様式６）	次の項目（債権回収業務に関するもの）について、令和７年度の内容を記載すること。 ①　総取引先数及び受託債権の内容（特に公的機関における債権回収実績がある場合は取引先名称を記載すること。） ②　取引先の業種内容 ③　総受託件数 ④　総受託金額
個人情報保護取組状況・管理体制（様式７）	個人情報保護の取組状況や管理体制を記載すること。
その他（添付資料）	Ⅰ　事業者関連 ①　法務大臣の債権管理回収業にかかる許可書の写し （参考：債権管理回収業に関する特別措置法第３条） ②　法務大臣による集金代行業にかかる承認書の写し （参考：債権管理回収業に関する特別措置法第１２条但書） ③　個人情報保護に関する認証又は認定がわかる書類 ④　納税証明書等の写し ア　県内に本支店、営業所又は事務所がある場合 (ｱ)　県税事務所が過去６箇月以内（提案書提出日基準）に発行した納税証明書（県税及びこれに付随する延滞金等で未納のないことがわかるもの） (ｲ)　所管税務署が過去６箇月以内（提案書提出日基準）に発行した納税証明書（その３　未納税額のないことの証明） イ　県内に本支店、営業所又は事務所がない場合 所管税務署が過去６箇月以内（提案書提出日基準）に発行した納税証明書（その３　未納税額のないことの証

	明） ⑤　過去３箇年の決算報告書 ⑥　会社概要、登記簿謄本 Ⅱ　弁護士等関連 ①　　上記Ｉの③、④及び⑤の書類 ②　　弁護士法人はＩの⑥も提出

(3)　作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）によるものとする。

４　企画提案書等の提出方法及び受付担当部局

(1)　担当部局

兵庫県　まちづくり部　公営住宅管理課　訟務班

〒650-0011　神戸市中央区下山手通4-18-12 兵庫県公社館３階

TEL　078-341-7711（内線75575）

FAX　078-230-8466

E-mail　jutakukanri@pref.hyogo.lg.jp

(2)　参加表明書（様式１）

ア　提出方法　　持参、郵便、ＦＡＸ又は電子メール

イ　提出期限　　令和８年11月20日（金）午後５時（必着）

(3)　質問の受付及び回答

ア　質問の提出方法　　質問は、文書（様式は自由、ただし、規格はＡ４判とする。）により行うものとし、持参、郵便、ＦＡＸ又は電子メールのいずれかの方法により行うこととする。

イ　提出場所　　上記４(1)

ウ　提出期限　　令和８年11月20日（金）午後５時（必着）

エ　質問に対する回答　質問への回答は、原則公営住宅管理課のホームページ上で随時行い、令和８年11月27日（金）までに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

(4)　企画提案書の提出方法

ア　提出方法　　10部（原本１部、写し９部）を郵送又は持参するものとする。

イ　提出期限　　令和８年12月４日（金）午後５時（必着）

(5)　留意事項

持参の場合は、午前９時から正午まで又は午後１時から５時までの間に受付担当部局に提出すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

郵送の場合は、書留郵便など配達記録が残る方法により提出すること。

ＦＡＸ又は電子メールの場合は、必ず電話による到達確認をすること。

５　企画提案書の審査、特定及び通知

(1) 審査の方法

ア　審査は兵庫県営住宅退去者滞納家賃等収納業務委託プロポーザル選定委員会が評価基準に基づき行い、企画提案書を特定する。

イ　審査に当たっては、原則として企画提案書提出者によるプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションを実施する場合は、企画提案書提出者に対して別途通知する。

(2)　企画提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価基準
業務実施方針	業務実施方針について、以下の着目点により総合的に評価する。 ① 業務への取組姿勢 ② 経営姿勢の妥当性
業務実施手法	業務実施方法について、以下の着目点により総合的に評価する。 ① 目標収納率及びその設定理由 ② 受託手数料率 ③ 回収手法の妥当性
業務実施体制	業務実施体制について、以下の着目点により総合的に評価する。 ① 本業務の実施体制の妥当性 ② コンプライアンス体制の妥当性 ③ 連携する弁護士等との連携体制
取引状況	取引の状況について、以下の着目点により総合的に評価する。 ① 家賃等回収業務の経験、取引実績
個人情報保護体制	個人情報保護体制について、以下の着目点により総合的に評価する。 ① 個人情報保護体制の妥当性

(3)　審査結果の通知

審査結果は、企画提案書提出者全てに対して書面で通知する。

６　その他の留意事項

(1)　業務委託契約は、本県、事業者及び弁護士等の三者間で締結する。

(2)　事業者は契約締結に際し、所定の契約保証金を本県に納付するものとする。ただし、兵庫県財務規則の規定により契約保証金の納付が免除される場合は、この限りでない。

(3)　事業者及び弁護士等は、関係法令、兵庫県財務規則、その他関係規程等を遵守する。

(4)　企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。

(5)　提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、提出者に無断で使用しない。